公安委規則

等.................た資金管理団体の名称政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

解散等に係る政治団体の名称等......

資金管理団体の異動事項.....

政治団体の異動事項...... 政治団体の名称等...... 海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数....... 平成十七年度山口県補正予算の要領の公表 (財政課).......

宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課)...... 道路の区域の変更 (道路整備課)ー 生活保護法の規定に基づく施術者の指定 (厚政課)......

Щ

選管告示

直接請求に必要な有権者の数.

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課).....

小野田都市計画臨港地区の変更の案の縦覧 (都市計画課).......

П

契約の締結 (監理課).....

県営玖北地区中山間地域総合整備事業 (中山換地区)換地計画書の縦覧 (農村整備課)......五

六

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (二件) (県民生活課)

目

次

報

平成 18 年 1月6日

(金曜日)

た。 十九条の規定により、 山口県告示第一号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四

医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定し

山口県告示第二号

宮本 松下

宮本整骨院 みのり整骨院

周南市宮の前二丁目三番四号 宇部市大字東須恵七三三の一

> 平 成 11

> > ー 七

兀

衛実

氏施 名術 者の

施

称

所術

所

指

定

年

月

日

山口県知事

=

井

関

成

平成十八年一月六日

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十八年一月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

平成十八年一月六日

山口県知事

=

井

関

成

道路の種類 県道

七 七

道路の区域

線

名

豊浦清末線

九	· 八	八.
地先まで同字三二六一の一	地先から関市大字内日上字	区間
新	旧	旧 新 別
最最 広狭	最最 広狭	(敷) 大地
四二〇八	五三 ··· 〇八	ートル)
— 九 八	一九・八	(メートル) 長
		備
		考



<u></u> 平	成』	8年	Ξ 1	月	6 E	3	金曜	日			Щ			П			県			報		(定	期))		第	17	17 -	号	
第2条 債務負担行為の追加及び变更は、「第2表 債務負担行為補正」による。	の補正)	予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によ	2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出	予算の総額を歳入歳出それぞれ753,989,238千円とする。	第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,177,996千円を追加し、歳入歳出	(歳入歳出予算の補正)	平成17年度山口県の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。	平成17年度山口県一般会計補正予算(第5号)	山口県矢事 二 尹 尉 历	- 	アガトした一月六日	は、次のとおりです。	平成十七年十一月山口県議会定例会で議決された平成十七年度山口県補正予算の要領	(一) 平成十七年度山口県補正予算の要領の公表					山口市阿知須並びに宇部市大字東岐波及び大字西岐波			三 事業施行期間	宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道事業宇部市、阿知須町公共下水道		宇部・阿知須公共下水道組合	一 施行者の名称	山口県知事 二 井 関 成	平成十八年一月六日	計画及び阿知須都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市	山口県告示第三号
					6 農 🌣		5 光		4 衛		3 用			2 総		癜	皷		14諸		13編		12%架			9 囲		分型担制及	ļ 1	癜	第 1 表
*					農林水産業費		働		卄		#			務	款	E			収		湖		>			車以出		金田区の見出	。 沙 沙		癜
無具					ے		馬		ے		馬			机		L	>		>		₩		制			串		10	<u> </u>		入蒇出予算補正
1	5 水 産	4林	2 畜 産	1		3失業		8		1社会		3 後	1総務管理		_		□⟩	2 受託事業収入		1 編		1特別会計繰入金金	- - - - - -	W 版	国画] }	1 分				出
選	業費	業費	業費	業體		業対策費		洪		福祉費		税費	管理費		頂		빡	業収入		越金		計繰入	<u> </u>	把組織	刞	} }	出金		頂	l	
921,828 26,938	3,998	610	6,867	49,041	60,516	141,713	141,713	4,190	4,190	3,995	3,995	960	1,881	2,841	補正額		1,177,996	10,725	10,725	1,104,098	1,104,098	21,020	21,020	3,995	36,867	40,862	1,291	1,291	補上額		
128,982,392 9,975,226		9,803,844	1,297,437	18,298,865		196,360	7	4,495,047	22,124,618	51,387,640	67,463,329	7,416,756	13,865,402	37,825,593	補正前の額		752,811,242	728,294	85,364,348	607,035	607,035	8,324,633	4					7,857,350	→		(iè
129,904,220 10,002,164	10,493,290	9,804,454	1,304,304	18,347,906	63,008,455	338,073	7,748,987	4,499,237	22,128,808	51,391,635	67,467,324	7,417,716	13,867,283	37,828,434	빡		753,989,238	739,019	85,375,073	1,711,133	1,711,133	8,345,653	43,392,295	3,047,899	75,139,413	119,341,331	508,271	7,636,041	7 III	<u>:</u>	(単位 千円)

_	平成	18年 1	月6日	金曜	日	Щ			県	報		(定	期)	1	第 17	17 号	
	9 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定をすること。	8 山口県立きらら浜自 然観察公園に係る指定 管理者の指定をすること。	7 山口県民芸術文化ホールながとに係る指ホールながとに係る指定管理者の指定をすること。	6 秋吉台国際芸術村に 6 秋吉台国際芸術村に 係る指定管理者の指定 をすること。	と。 5 山口県民文化ホール 1 山力・に係る指定管 11 おくにに係る指定管 理者の指定をするこ	11年で9つこで。 4 やまぐち県民活動支援センターに係る指定 管理者の指定をするこ	失補賃 3 山口県セミナーパー クに係る指定管理者の セミをオスニト	2 燃油高騰緊急対策資金に係る山口県漁業信用基金協会に対する損	1 然油局騰緊急刃束貿 金の融通に係る市町村 に対する利子補給補助 金		1 追 加	表。債務負担行為	# €		10教 育 費		
	平成18年度から 平成22年度まで	平成18年度から 平成22年度まで		平成18年度か 平成22年度ま	平成18年度か平成22年度ま	平成18年度から 平成29年度まで		平成17年度から	平成17年度から 平成20年度まで	期間		H	社会教育	I 等 殊源学 学级 核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核核	·	3河川海岸費 4港 湾 費	2 道路橋りょう 費
	130,570千円	264,000千円	221,620千円	822,120千円	1,014,070千円	97,675千円	1,281,977千円	離こりる。 山口県漁業信用基金協会が平成17年度に500,000千 円を限度として貸付けを行う燃油高騰緊急対策資金 に係る債務保証により受ける損失の2/9に相当する	の総額は、800,00 (2) 利子補給を行っ 会は、年1.95%を 額よする	(1) 平成17年度の利		1,111,000	1,829	30,000 10,000	42,913 1 08 <i>4</i>	510,324 130,914	253,652
								を協会が平成17年 けを行う燃油高駅 い受ける損失の	00千円とする。 た市町村に対する 限度とする額の	度		02,011,020	3,251,234	33,768,987	151,052,392	24,313,802 16,726,854	51,510,543
								度に500,000千 騰緊急対策資金 2/9に相当する	5利子補給補助 1/2に相当する	額がある。		100,000,000	3,253,063	33,798,987	151,095,305	24,824,126 16,857,768	51,764,195
	26 山口県大島青年の家 に係る指定管理者の指 定をすること。	25 柳井ウェルネスパー クの公園施設に係る指 定管理者の指定をする にと。	24 萩ウェルネスパーク の公園施設に係る指定 管理者の指定をすること。	23 万ぷり 保海状公園の公園施設に係る指定管 理者の指定をすること。	22 山口県立江汐公園の 公園施設に係る指定管 理者の指定をすること。 アメル・ドッチでは、アメル・アメル・アメル・アメル・アメル・アメル・アメル・アメル・アメル・アメル・	77 雑新日午記ぶ公園の公園施設に係る指定管公園施設に係る指定管理者の指定をすること。			18 二十一世 第1 計画 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ь	16 山口県国際総合センターに係る指定管理者の指宗をすること	15 山口県華の浦学園に 係る指定管理者の指定 をすること。	14 山口県たちばな園に 係る指定管理者の指定 をすること。	13 山口県糖覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定をすること。	12 山口県華南園に係る 指定管理者の指定をす ること。	山口に 原の指に発 をすること	10 山口県母子福祉センターに係る指定管理者の指定をすること。
	平成18年度から 平成22年度まで	平成18年度から 平成21年度まで	平成18年度から 平成21年度まで	平成18年度から 平成21年度まで		平成18年度から 平成21年度まで	平成18年度から平成22年度まで		平成18年度から 平成22年度まで							平成18年度から 平成22年度まで	
Ξ	143,000千円	67,292千円	106,604千円	116,880千円	72,140千円	668,088千円	25,197千円	1,796,150千円	99,500千円	721,359千円	1,196,134千円	1,110,505千円	1,079,045千円	120,020千円	1,204,785千円	976,020千円	50,105千円

平成18年 1 月 6 日 金曜日 山 「			県	報		(定	!期)	ŝ	第 17	17 号	
1 農林漁業金融公庫貸付金に対する損失補賃			2	34 山口県スポーツ交流 村に係る指定管理者の 指定をすること。	33 山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定をすること。	32 山口県ふれあいパー クに係る指定管理者の 指定をすること。	31 山口県長者ヶ原グリーンスポーツ広場に リーンスポーツ広場に 係る指定管理者の指定 をすること。	30 山口県秋吉台少年自 然の家に係る指定管理 者の指定をすること。	29 山口県萩青年の家に 係る指定管理者の指定 をすること。	28 山口県油谷青年の家 に係る指定管理者の指 定をすること。	27 山口県光青年の家に 係る指定管理者の指定 をすること。
平成17年度から 平成67年度まで	期間	盖品		平成18年度から 平成21年度まで	平成18年度から 平成22年度まで	平成18年度から 平成22年度まで	平成18年度から 平成22年度まで	平成18年度から 平成22年度まで	平成18年度から 平成22年度まで	平成18年度から 平成22年度まで	平成18年度から 平成22年度まで
農庫に「銀人振して最」「曹川要はる終更にろるか日お受きき林が配」「田や興た、終公務で求公期償がは期。月に公けな、漁平 副一での大夫公場で「御」をお庫るおその「本でく社合の賞伽亜の繰し車日還あそ期っても 11回の選出を記して、120分割はに元還公額償場掲担し限た変と来過で去と「元融本総・日田農融お金期社に還合定、の場更、後し、済がた金額の法林資いの限のつをにす最変合すす。こたなをでと及	限度額	E e		四十000,888	178,030千円	422,500千円	8,650千円	271,752千円	135,000千円	190,925千円	243,335千円
平成17年度から 平成67年度まで	期間	編									
農庫にに銀人振して最(債川要はる終更にるるか日お受きき林が庫に配や興た、終公務で求公期償がは期。月に公けな、漁坪 融一成場を・償車の繰し庫日還あそ期(をお庫るみそ業成で、社合の信で減金上たのと期っの日到経いがこうの金、第一時ちにに元還公額懺場指し限た変、未過て弁と「元融年終、年間書職お金期社に還合定、の場更と後し、済がた金の度のつをにす最変合すす。こたなをでと及公庭額の、	限度額	田一級									
特定非営利活動促進法 (平成り特定非営利活動促進法 (平成り特定非営利活動法人の設立のり特定非営利活動法人の設立のり特定非営利活動、山口県環境生土六日までの間、山口県環境生工の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	(二)特定非営利活動法人の設		vol ax	指定管理者の指定を ること。 田布施川流域下水道	교		債務	(債務負担行為の補正)	ī 	平成17年度流域	

び利息(遅延利 息を含む。)に 相当する金額

平成17年度流域下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

成17年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、 次に定めるとこ

偨 債務負担行為の追加は、 「第1表 債務負担行為補正」による。

表 債務負担行為補正

田係を布るる	大の記録	事
成18年度 成22年度	平成18年度から 平成22年度まで	期間
364,464干円	1,365,856千円	贸
		神
		改

)特定非営利活動法人の設立の認証の申請

|定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 ·定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

|項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年二月

山口県知事

=

井

関 成

名 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 表 の氏名 ふらっとコミュニティ

主たる事務所の所在地 者 山根 山口市小郡下郷四八五番地二九

精神障がい者が地域の中で安心して普通に暮らせるような地域社会づくりを目指 定款に記載された目的

び利息(遅延利 息を含む。)に 相当する金額

報の提供等の支援活動を行うことによって、地域社会の保健及び福祉に寄与するこ し、居場所の整備及び活用、働くことができる場所の開拓、ネットワークの構築、

(III) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 次のとお

二十日までの間、 同項第一号、 第二号イ、第五号、 山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。 第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年二月

平成十八年一月六日

山口県知事 = 井 関 成

申請のあった年月日

報

平成十七年十二月十九日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 聴こえの研究センター

代 表 者 の 氏 三輪レイ子

主たる事務所の所在地 山口市秋穂二島四三九番地

定款に記載された目的

Ξ

ıΣ 言語聴覚士の聴覚障害対策研修及び聴覚障害リハビリテーション方法の研究によ 聴覚障害者の積極的な社会参加を支援し、広く保健、社会及び福祉に寄与するこ

Щ

چ

(四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定により、 次の

山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。 変更後の定款は、平成十八年二月十五日までの間、 山口県環境生活部県民生活課及び

平成十八年一月六日

申請のあった年月日

山口県知事 = 井 関 成

平成十七年十二月十五日

情

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人ネットワークひかり

代 表 者 の 氏 名 田村三千代

主たる事務所の所在地 光市虹ケ丘二丁目一一番一〇号

(五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。 書及び収支予算書は、平成十八年二月二十日までの間、 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活課及

平成十八年一月六日

山口県知事 = 井 関 成

申請のあった年月日

平成十七年十二月十九日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人萌工房

主たる事務所の所在地 代 表 者 の 氏 名 南口 美祢市大嶺町東分三〇五八番地の三

(六) 県営玖北地区中山間地域総合整備事業 (中山換地区) 換地計画書の縦覧

に供します。 県営玖北地区中山間地域総合整備事業の施行に係る中山換地区の換地計画を定めたの で、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

平成十八年一月六日

山口県知事 井 関

成

縦覧に供する書類

県営玖北地区中山間地域総合整備事業 (中山換地区) 換地計画書の写し

山口県知事 井 関

成

都市計画の種類及び名称

都市計画を変更する土地の区域

山陽小野田市大字小野田及び大字小野田地先

都市計画の案の縦覧期間

週間

都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市建設部都市計画課

都市計画の種類及び名称

小野田都市計画臨港地区東沖臨港地区

都市計画を変更する土地の区域

都市計画の案の縦覧期間

平成十八年一月六日から二週間

都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市建設部都市計画課

(九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

山口県知事 井

関

成

請求(議会の議員の解職)

第地一方

選選挙区区

選挙区

第 1717 号

開発許可を受けた者の住所及び氏名

山口市後河原三七番地の

株式会社西京ホーム



山口県選挙管理委員会告示第 号

職の請求を受員会の委員の好名を受ける。というでは、これを受けるののでは、これを対している。これをはないる。これをはなる。これをはなる

条第一項地方自治法第八十六

七二、三〇四

事の解職

の請求

条第一項地方自治法第八十

新美柳長光小岩 新美柳門長光小岩 陽時市市市選田市 陽選選選挙市選 選挙挙挙区選挙 選挙登区区 区

八五九六二

六〇一四七一 八三八七八三 五三五三八一

の解職の請求の教育委員会の委

律第八条第一項及び運営に関する法を地方教育行政の組織

有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、 運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第八条第一項に規定する選挙権を る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、 八十条第一項、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第 は 次の表のとおりである。 第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び その超っ 第 頂

-成十八年一月六日

Щ

(議会の解散の請求

|条第一項 |地方自治法第七十六

る監査の請求の事務の執行に関

|条第一項| |地方自治法第七十五

廃県

の請求(条例の制定又は改

条第一章

| 日泊法第七十四

直接請求の種類

根

拠 規 定

必

要 な 有 権 者

ത

数

山口県選挙管理委員会委員長 福 田 隆 司

た	え	7
山口県選挙管理委員会告示第二号		
呈示第二号		

有する者の総数の三分の 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一 の数は、 次のとおりである。 項の規定による選挙権を

平成十八年一月六日

山口県日本海海区 海 X 名

山口県瀬戸内海海区

四

六七七

三分の一の数

山口県選挙管理委員会委員長

福

田

隆

司

二、一九

八九

山口県選挙管理委員会告示第三号

王

_

三〇四

あっ 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) た政治団体の名称等は、 次のとおりである。 第六条第一項の規定による届出が

平成十八年一月六日

三四六 - ---七九六八五三八〇六五六

九四〇二〇八八〇三四〇六三七四 五五五九二二〇二二三八四九二三 〇七一〇八四二八二九〇五九二三

山口県選挙管理委員会委員長 福 田 隆

司

政治団体の 名 称
代表者の 氏 名
会計責任 者の氏名
主たる事務所の所在地
その他の事項
(田田本) (田田本)

七

渡辺博後援会

表表

沿沿

心田

美保

美祢郡秋芳町大字秋吉 5336**の**1

横山秀二後援会

藩匠

悉

百石

元約

ပ္သ

=

21

9

=

横山賢治後援会

松浴

離丘

突子

萩市川上5283の1

山中佳子後援会

西村百合子

山中ユミ子

演感はやと後援会

海海岛

非早

☆

州

外村勉の会

当本

紫文

橤

江原ますお後援 会

木佐木大助

大田

露|||

向山久高後援会

金石

土%

쁘

正၏

山田和男後援会

中尾

쐠

康 依

元彦

美祢郡秋芳町大字岩永 本郷603の2	萩市大字吉部下5144	美祢郡秋芳町大字秋吉 1220	山口市秋穂東358の1	熊毛郡上関町大字室津 670の4	下関市田中町6番23号
"	"	"	"	"	平成17、18
*	"	=	"	"	\$17, 11,
4	_	*	7	∞	18
田田田	編]		ļ.	亚	があっ

った解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年一月六日

山口県選挙管理委員会委員長 褔

田

隆

司

" 21	山陽小野田市大字小野田3664の4	田中 久恵	恭商	田田	1やすひこ後援会
平成17、 11、15	岩国市麻里布町4丁目7番1号	林長吉	<u></u>	佐藤	1民主党山口県第二 2区支部
解 年月日	主たる事務所の所在地	会計責任 者の氏名	者の名	用代 表	政治団体の名称

山口県選挙管理委員会告示第六号

があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定による届出

平成十八年一月六日

山口県選挙管理委員会委員長 福 田 隆 司

法日 人科	\$ 5	異動の届出をした者の氏名	世里 四里 四里
		公職の種類	
沢田みつつの夜夜女	日 下一 下十 後 按	資金管理団体の名称	
事務所	公職の種類	事	_
山口市秋穂 東5920	山口市議会 議員	櫟	異 動
吉敷郡秋穂 町東5920	秋穂町議会 議員	田	内容
11, 28	平成17、	(年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	

山口県選挙管理委員会告示第四号

あった政治団体の異動事項は、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条第一項の規定による届出が 次のとおりである。

平成十八年一月六日

山口県選挙管理委員会委員長 福 田

> 隆 司

原田よし	自由民主	×	
んも後	党山口	È	
援会	県美祢	Đ	¥
	第一支部	5	9
	喪	Ц	₽
		Ty)	4
##	会計	共	
務所	責任者	#	III
ШП [†]	木拉	Alla.	畑
市秋穂東	幸雄	新	動
吉敷君 東5920	山本		丞
都秋穂町 :0	勝正	亩	唞
" 28	平成17、 11、4	(年月日)	

山口県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定による届出

山口県選挙管理委員会告示第七号

があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定による届出

平成十八年一月六日

山口県選挙管理委員会委員長 福 田 隆 司

山口県公安委員会規則第一号

平成十八年一月六日

田田

裁

山陽小野田 市議会議員

田中やすひこ後援会

山陽小野田市大字小野 田3664の4

田田

非语

平成17、11、

21

届出をした者の氏名

公職の種類

資

金

啷

阻

4

存

備 考 資金管理団体で、 なくなった旨の に届出年月日

炒

冭

主たる事務所の所在地 代表者の氏名

(定期)

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布

 \Box 県 公 安 委 員

会

Щ

第二条第一号を次のように改める。

П

号)の一部を次のように改正する。

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則 (平成五年山口県公安委員会規則第

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

いないものとする。 検定証印等が付されている騒音計であって、当該検定証印等の有効期間を経過して 使用する騒音計は、計量法 (平成四年法律第五十一号)第十六条第一項第三号の

Щ

この規則は、公布の日から施行する。 則

ЩЩ 口口 県 知県 事庁

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)